

平成 24 年 10 月 10 日

南九州市教育委員会 殿

南九州市学校のあり方検討委員会

委 員 長 海 江 田 宗 順

南九州市学校のあり方について（報告）

「あしたをひらく心豊かな人づくり，凜とした文化づくり」を基本目標とした南九州市教育行政実現のためには，教育委員会，学校，教職員が一体となつて取り組むとともに，家庭や地域の理解を得ながら，また，財政負担を含めた市長部局の理解と支援が不可欠です。

南九州市学校のあり方検討委員会では，平成 23 年 8 月 16 日から 6 回にわたり，南九州市立学校のあり方について，慎重に審議を重ねて参りました。

検討にあたっては，急速な少子化の進行に伴い，南九州市の学校のさらなる小規模校化が進むことが予測される中で，「魅力と活力ある学校づくり」を目的として将来を展望した「学校の適正規模」について，意見を集約いたしましたので，別紙のとおり報告します。

1 児童・生徒数の推移

南九州市の児童・生徒数については、合併以前の平成 15 年には小学校 2,551 人、中学校 1,459 人でしたが、平成 24 年では、小学校 1,903 人、中学校 1,021 人となっており、毎年減少傾向が続いています。市内の全ての学校において、その影響を受けており、今後も少子化による減少傾向は続いていくことが予測されます。(別紙資料)

このことにより、南九州市の学校では小規模校化が進み、複式学級編成を余儀なくされている学校が増加傾向にあります。

文部科学省の基準では、小学校の学校規模については、学校教育法施行規則第 41 条において、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。」とされ、中学校についても同規則第 79 条において、小学校の規則を準用することとされています。(別紙資料)

※参考資料

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	学校統合の場合 の適正規模	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上

(昭和 59 年 文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」より)

平成 24 年度においては、南九州市の小学校で 21 校中 20 校、中学校で 5 校中 4 校が基準を下回っており、文部科学省による適正規模を維持している学校は、川辺小学校と川辺中学校の 2 校のみとなっております。

2 学校規模適正化の必要性

現在の南九州市立小・中学校では、少子化により学校規模の小規模化が進み、小人数学級や複式学級が見られるようになり、適正な教育を行うことに支障が見られるようになってきています。

小規模校では下記のような利点があります。

○教員一人一人が子どもと向き合えるので、教師と子どもの密な人間関係が構築できる。

○異年齢集団が形成されやすく、異年齢による様々な活動を通しての経験を積むことができる。

○校区民との交流が深くなり、PTAなどの協力が得られやすい。

しかし、その一方で、下記のような問題点があります。

○小規模小学校の子どもは、競争心や向上心の醸成という面において十

分な環境とは言い難い。

- 6年間同じ仲間と過ごした後、中学校ではいきなり大勢の生徒との学校生活に入るため、「中1ギャップ」に陥る可能性がある。
- 複式学級は、子どもにも教師にもそれぞれ負担が大きい。
- 小規模校ではクラス替えがないため、いじめ・不登校などの人間関係上の問題が発生した場合に、逃げ場がなく固定化してしまう傾向が強い。
- 集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少ない。
- 部活動の種目が限定され、少人数の部活動ではチーム編成が出来ない。
- 中学校では、学級数に応じた教員の配置がなされるため専門教科の指導が困難になる教科が出てくる。学力テストでも小学校の時は、比較的いい成績だが、中学校で成績が落ちるのは、免許を持った教員が配置されていないことも要因であると考えられる。

以上のようなことを勘案すると、児童・生徒の個々の力を伸長させ生きる力を身につけさせるためには、ある程度の規模の集団の中での教育活動を行うことがより効果的であると考えられます。

3 適正化の基本的な方針

学校のあり方検討委員会では、約1年2ヶ月をかけ、慎重・真剣に議論し、今後の南九州市の学校の適正規模について、次のとおり考え方をまとめました。

(1) 小学校の適正規模

学校教育法施行規則では、小学校の学級数は12学級から18学級以下を標準としていますが、本市では、複式学級の解消ができる学校づくりを目指します。

(2) 中学校の適正規模

中学校の適正規模については、中学校の全教科の教諭が配置できるとともに多様な部活動ができるよう1学年2学級以上の学校づくりを目指します。

4 終わりに

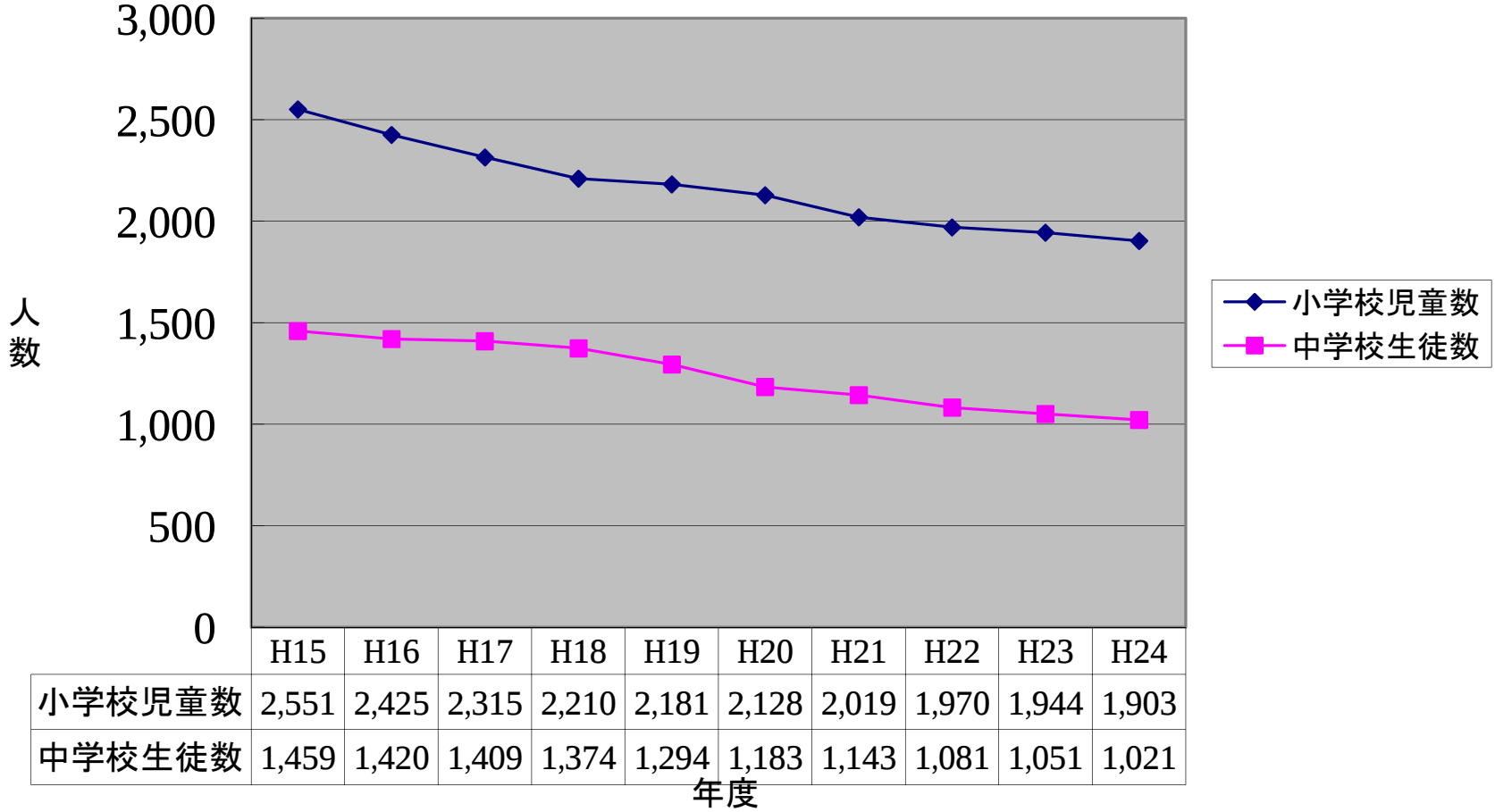
本委員会では、規模別における学校のあり方について検討を行い「学校の適正規模」を示しました。学校規模の大小が教育環境に与える影響には

それぞれ様々なメリット、デメリットがありますが、充実した集団活動を展開する中で、将来の社会適応のために必要な人格形成がなされることを考えると、やはり学校は一定の規模であることが望ましいと考えられます。

特に中学校においては、教科担任確保による指導体制及び授業の充実や体育の授業における男女共修の解消など学習面はもとより、部活動の面においても団体で行う各種スポーツや文化活動に対応できる教育環境を提供していくことが必要であると考えます。

なお、本委員会の議論を進める中で、学校の実情や学校に対する地域の考え方、それぞれの地域独自の歴史・伝統などについて各委員から様々な意見が出されているところであります。今後、市が進める学校適正配置計画の検討に当たっては、これらの意見も十分参酌していただきたいと考えます。具体的な実施に当たっては、保護者や地域住民の理解を得ながら進められるよう望むものであります。

南九州市児童・生徒数推移



○学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(平一九文科令四〇・追加)

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第百十七条において準用する第百七条、連携型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

(平一九文科令四〇・追加、平二〇文科令五・一部改正)